

平成26年度事業報告

概 況

平成26年度を顧みるとわが国の経済は、不安定さを増す世界の政治、経済情勢の中で日銀との2重連結した「アベノミクス」は米国経済にも引っ張れ、株高を維持したものの「踊り場」を迎え、4月に実施された消費増税は予想外に厳しい登り坂となった。アベノミクスは円安を誘因し、輸出産業などの一部大手企業の業績を引き上げたが、内需型産業や中小零細企業にその恩恵は回らなかった。したがって景気経済を軌道にのせるため2度目の消費税の引き上げは、年後半になって平成29年4月まで先送りする事が決定された。

食品流通業界は、消費税率の引き上げが、大きな関心事項であったが、仮需はあったものの前回の増税時に比べると生活者の購買行動は比較的冷静で節約意識が底流にあった。少子高齢化の中で総需要はシュリンクし、デフレも道半ばの状況であった。しかも世界的天候異変に伴う食資源のひっ迫や、食資源の獲得競争を背景にした原料高や包材の高騰、エネルギー、物流費の高騰、さらには急激な円安も加わって製品価格の改定が相次いだ。

こうした状況の中、弊協会は名称を一般社団法人日本加工食品卸協会に、変更して3年目を迎え、制度改革の理念に基づき事業活動を行い、食品流通のサプライチェーンの協働体制の基盤整備と業界コストの合理化に取り組む活動に注力した。

こうした活動を行えたのは、例年の如く賛助会員各位の全面的なご協力や関連省庁である農林水産省をはじめとする諸官庁の適切なご指導とご協力、加えて(一財)流通システム開発センター、(公財)食品流通構造促進機構、(公社)日本缶詰びんづめレトルト食品協会、(一社)日本パインアップル缶詰協会、日本製缶協会、(一財)食品環境検査協会等の諸団体の皆様方の多方面にわたるご配慮があったからに他ならない。あらためて御礼を申し上げる。

以下、事業別に概観し、その後に個別事業別に活動を報告する。

I. 調査研究事業

食品流通業界は、4月から実施された消費税増税では、品目や業種、チャネルによってややバラツキはあるものの食品市場全体では概ね予想の範囲内ではあった。しかし経済全体基調は、デフレ脱却の目標値に至らず平成27年10月に予定した消費税再増税を回避し、平成29年4月に景気条項なしに実施する決定を行った。こうした動きの中で食品業界は、昨年10月からの急激な円安と原料高は、食品業界に多大な影響を与えた。円安は、輸出産業の回復や外国人観光客の増加など、プラス効果の側面もあるが、原材料の多くを輸入に頼っている食品業界は、深刻なコスト上昇に直面し、多くのカテゴリーで値上げが相次いだ。一方、消費増税後からじわじわと節約志向も強まり、さらには物流人員の不足等から物流費が高騰し経営環境は厳しい状況が続いた。

消費増税への業界対応策としては、消費税転嫁対策特別措置法に基づき食品卸売業界が足並みを揃えるべく、弊協会が主体となって地域卸6団体と連携して共同行為(カルテル)を結成し、共同行為協定書を作成して消費増税・表示カルテル推進協議会を組織した。また今回は、前回(平成元年の消費税導入時)と違って弊協会が主導して情報の共有化、連携を行い、酒類卸、菓子卸、日雑卸の

消費財異業種卸団体が揃ってカルテルを結成して消費税の転嫁対策を行った。このことは卸業界として画期的な動きであり、公正取引委員会をはじめとする行政の監視や消費税特別措置法による表示の外税化などと相俟って転嫁対策が円滑に進んだ。また、今年度は弊協会の消費税転嫁・表示カルテル推進協議会において検討、審議する事案の発生は皆無であった。

また、与党税制協議会（自民党・公明党）においては、「消費税の軽減税率制度について、『社会保障との税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」旨を平成26年度与党税制改正大綱において決定し、同大綱に基づき検討を進めているが、関係事業者等から広く意見を伺いながら検討を進めるという観点から業界ヒアリングが行われ、弊協会は、対象総計62団体の最後、8月29日（金）に衆議院第二議員会館の与党政策第一会議室で行われた。席上、國分会長から資料に基づき日食協の協会概要と要望内容を述べ、ついで奥山専務理事が、軽減税率制度導入の反対理由の詳細について説明し意見交換を行った。

市場・流通構造の変化に伴う新しい枠組みの協働体制と情報を共有化し優先的対応策の調査・研究を行った。具体的には「生団連（国民生活産業・消費者団体連合会）」における食品廃棄委員会、災害対策委員会、エネルギー問題対策委員会へ参加、「食品ロス削減のための商慣習検討WT」への委員推薦、「製・配・販連携協議会」及び「日本TCGF」FCPとの情報共有化を積極的に行った。

「食品ロス削減のための商慣習検討WT」の取組では、加工食品の納品期限の見直しについて、平成26年度は、平成25年度のパイロットプロジェクトの成果を踏まえて、企業の実運用における新基準への転換の拡大に成功した。

国策として攻めの農林水産業への取り組みが強化され、農林水産物・食品の国別品目別輸出戦略（目標輸出額は1兆円）が作成・公表されたが、弊協会は平成26年度輸出戦略実行委員会のハラル部会に参加し、ハラルの取り組みにかかる課題を整理・検討し、ハラル認証取得支援、輸出の成功事例創出につなげるための議論を行った。その中でハラル食品輸出に向けた課題・方向性の基礎情報を取り纏めた「ハラル食品輸出に向けた手引き」を作成した。またインバウンド向けとして、国内ムスリム人口の増加に対応して国内ムスリムが安心して食品を選択するために必要な対策として「JAS規格」により対処が可能かどうかを検討する事業に参加し議論を行った。

東日本大震災（平成23年3月）では、食料の製造・流通・販売経路等のサプライチェーンの一部が寸断されたことにより、サプライチェーン機能が維持できなくなり、食料の地域的偏在や一部食料の一時的な不足等が発生するなど、我が国に甚大な被害をもたらした。こうした経験から、近い将来発生が予想される南海トラフ沿いの大規模地震や首都圏直下型地震等に備え、緊急時における食料の安定供給を確かなものにする取り組みが喫緊の課題とされています。こうした状況下、食品産業事業者は、大規模災害発生時等にも事業を継続し、国民生活に欠くことのできない食料を届けるための事業継続計画（BCP）を策定することが必要とされていますが、食品業界におけるサプライチェーンも複雑かつ高度化しており、企業間の連携・協力はもとより、業界団体、地方公共団体をも巻き込んだ協力体制の構築が求められている。農林水産省は委託事業として「緊急時に備えた食料の安定供給に係る取組に関する実態調査」を実施し、食品産業事業者及び地方公共団体から、BCPへの取組状況と災害発生

に備えた協力・連携の取組の事例を取り纏めた。この事業に弊協会も委員として参加し、「食品産業事業者における緊急時に備えた取組事例集」が作成されたが、この中に弊協会の「緊急災害時の食料供給に関するガイドライン」が東日本大震災の教訓をガイドラインに反映した事例として協会のプロフィールとともに紹介された。

また、学校法人中内学園リテール科学研究所が主催する「震災と流通研究会」に参画して“災害時におけるリテール(流通)の重要性と役割”について研究した。この研究会は、東日本大震災における流通の影響、実情等を含めて内閣府、経済産業省、流通の各業界団体が情報の更新、共有して今後の防災・危機管理の一助にするもの。第1回は内閣府より「首都圏直下型等の大規模地震等に備えた対策について」の講演があり、その後意見交換を行った。

消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、双方に分かりやすい表示基準を策定する事を目的に**新食品表示法**が、平成25年6月に公布され、平成27年4月に施行される事になった。これは食品衛生法、JAS法、健康増進法にまたがる表示に関する部分を一元化し消費者にも事業者にもわかりやすくするものですが、弊協会は表示基準案にもとづくパブリックコメントに対応して製造所固有記号の使用に係るルールや経過措置期間等について要望を行った。

公正取引委員会による「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正(案)についての対応として、弊協会は、法務研究会の有志によって検討し有識者の助言、ご指導をいただいてパブリックコメントを提出した。この指針の改正(案)の背景には、

- ①現状の指針は、1991年にできており、すでに25年が経過しネット販売業者の台頭等現状の流通諸事情とはそぐわない内容になっている
- ②行政として、消費者ニーズの多様化に対応して、高くとも売れるような環境を後押ししてデフレ脱却を目指したい志向がある
- ③日本も垂直制限行為が進んでいる欧米にならいたいなどがあります。

改正指針では垂直制限行為については、市場における競争を促進する効果がある場合は適法であるとしているが、そもそも垂直制限行為とは、新規参入者がブランド力を獲得する過程で小売店の売り方を指定したり、高額商品を扱うメーカーが高品質に見合うだけの接客対応している小売業者に売るよう卸売業者に指示したりする行為を指す。(選択的流通)この改正指針を精査し、弊協会として2点に集約して意見を提出した。

要約すると、ガイドラインはメーカーと流通業者との間の取引条件を定めるものではなく、取引条件はあくまでも当事者間の十分な協議に基づいて決定されるものである事をガイドラインに明示すべきであるということです。つまり卸売業は、メーカーと特約店契約や代理店契約を締結しているケースが多いが、この改正案は、こうした契約を超越したものではなく、メーカーが新しくこの改正案を骨子として垂直制限行為や選択的流通を行う場合は、充分当事者間で協議してからでないとこうした行為はできないということをガイドライン上に明示していただきたいとの要望です。

この意見について、公正取引委員会からの考え方として、「メーカーが流通業者に対し、一方的に取引条件を設定し、正常な商慣習に照らして流通業者に不当な不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用の問題として捉える」「選択的流通が通常問題とならないためには、当該選択的流通が消費者の利益の観点からのそれなりの合理的な理由に基づいている必要があり、メーカーが選択的流通を単なる安売り業者の排除、値上げ交渉の材料とすることは、それなりの合理的な理由には該当しな

い」としている。

また、公正取引委員会は、食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に焦点を当てて実態調査を実施し、その結果を公表した。その結果、優越的地位の濫用行為となり得る行為のうち、プライベート・ブランド商品の取引を開始する際の取引条件の設定等に関する行為が相対的に多く行われている状況が明らかになった。その中で卸売業者からも優越的地位の濫用行為になり得る行為を受けている旨の回答が一定程度見られたとのことであります。具体的には、卸売業者が行っている要請等の中には、卸売業者が、自社の利益を図るために要請等を行っている場合だけではなく、小売業者から要請等を受けた費用を自社だけで負担しきれず、その費用の一部又は全部の補填を製造業者に要請している場合もあると考えられるが、こうした要請等についても卸売業者と製造業者との間での優越的地位の濫用行為となり得るものとしている。こうしたことから公正取引委員会及び農林水産省より取引の公正化及び適正化の推進について要請を受けた。

国土交通省は、平成27年2月12日に「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を改訂した。国土交通省の資料では、トラックドライバーの不足は今年度14万人にも及ぶとされていますが、こうした物流環境の変化を踏まえて平成20年3月に策定されたガイドラインを改正することになった。この改正では手待ち時間の改善における着荷主の役割という内容が新たに追加された。メーカーと卸間の物流については荷受側の卸が着荷主になります。追加された内容は、サプライチェーン全体の最適化を進める上で、輸送の効率化は重要な課題であり、着荷主等においても、トラックの手待ち時間の改善を進めることは大きな意義があるとして、着荷主等においてもトラックの手待ち時間を調査し、実態を把握するとともに、手待ち時間が存在する施設、時間帯、状況等を特定し、分析する事が望ましい。着荷主等は、運送受託者から手待ち時間改善の申し入れがあった場合は、受付時間枠の設定や拡大を行い物流施設内の平準化を図る事及び貨物量に応じた物流施設の運営を目指す事が望ましい。

尚、行政が問題にしている手待ち時間の内容は、日本路線トラック連盟が調査した資料による「到着してから荷役開始までの時間が1時間以上 24.5%」である。

物流問題研究会は、こうした行政によるガイドラインの改正や製・配・販連携協議会との連携及び業界のコスト合理化を目指して「納品時間の緩和」に取り組んだ。その一環として即席麺業界メーカーがパレットではなく、バラ積みによる配送納品となっているため、物流拠点での荷卸し作業がパレット積み納品に比べ約9倍の時間を要している。(10t車で2.5時間)この状況が他の納品メーカーの待ち時間に影響を与えていることから、この改善のお願いを日本即席食品工業協会に行った。平成19年にも同様のことを行っており、今回で2度目のお願いとなるが、前回と違って物流環境が大きく変化している状況から先様も強く受け止めていただき、営業部門長クラスと物流実務者に分けて意見交換会を開催した。特に、カップ物は変形サイズで標準パレットには積み付けがしにくいことや工場からストックポイントまでの幹線輸送も含めて一貫した物流体制を考えなければ意味がないこと等課題も多く改善には時間を要すると思われるが継続して取り組んでいく。

また、物流問題研究会では、待ち時間の状況の実態を把握し分析するための資料として入荷受付記録簿(日食協標準様式)を作成し、協会のHP資料室にアップし普及に努める。

環境関連では、地球温暖化に影響するフロン類に関する「フロン回収・破壊法」が改正され、新「フロン法」が平成27年4月から施行されるのをを受けて調査研究を行った。内容としては、業務用の冷凍・冷

蔵庫や空調機器を自己所有する事業者は、管理者を設定して機器毎に定期点検を行い、点検を記録・保存し、もしフロン類の漏えいが確認されたら漏えい量を報告し、整備修繕して充填しなければならないというもの。

一般社団法人日本有機資源協会が主催し農林水産省が後援する「第2回もったいない大賞」に会員卸の加藤産業(株)が応募し「お得意様との連携による配送車両台数の削減等、積極的な環境活動の実施」が高い評価を得て、「食品産業もったいない大賞の審査委員長賞」を受賞した。

「平成27年度の税制改正等に関する要望書」を作成し、農林水産省に提出した。要望書の内容的は、①企業の経営基盤強化を促す税制措置について ②企業の成長を阻害する税の廃止について（事業所税の廃止・法人事業税の外形標準課税の廃止） ③消費税引き上げに伴う課題（価格表示に関する特別措置の恒久化・消費税の仕入税額控除制度における95%ルールの復活・消費税引き上げに伴う軽減税率の導入には反対）

支部活動では、関東支部流通業務委員会が今年度も継続して事業として、「物流コスト」「返品実態」「在庫の回転状況」「庸車及び物流動向」について実態調査を行い、各担当企業委員が集計と分析を行った。

Ⅱ. 研修・普及・啓発・実践事業

本部として各支部の定時総会時や研修会時に協会の事業活動報告を行い、情報の 共有化に努めた。今年度も継続事業として情報システム研修会を全国卸売酒販中央会と共催して行い、「流通BMSの普及拡大に向けた取り組み」「製・配・販連携協議会の活動概念と今後の運営体制について」「最終顧客接点を制す！ラストワンマイルサービス戦略の実現方法とは？」「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の民間企業への影響とその対応」を研修し、情報システム部門として共有すべき内容の知見を深めた。

商品開発研究会では、グローバル経済が進展する中、食料品の調達も多様化し海外からの開発輸入商品が増加しているので、東京税関業務部に講師をお願いして「経済連携協定(EPA)の原産地規則」に関する説明会を実施した。説明内容は、原産地規則の基本的事項の解説と「食料品」のケーススタディであった。

一般社団法人日本ボランティア協会が主催する、「第90回スーパーバイザー養成講座を卸業界の人材育成の場として活用していただくため弊協会が後援団体となり、弊協会会員は特別会費で受講できるようになった。

また、国家認定制度「食の6次産業化プロデューサー(愛称:食Pro.)」を運営する一般社団法人食農共創プロデューサーズから寄稿をいただき、食Pro. 制度について普及啓発を行った。食Pro. は農林水産業の6次産業化を牽引できる人材を育てるために、内閣府の実践キャリア・アップ戦略 キャリア段位制度として整備された制度です。「6次産業化」とは、農林水産業者が農林水産物の生産(1次)と加工・販売(2次・3次)を一体的に行い、自然エネルギーや地域資源を活用した新たな産業を創出する事です。この制度の特徴は、「知識(わかる)」と「実践的スキル(できる)」の両面から評価する点にあります。食品流通の中で、ポジション的にも卸が、“食のプロデューサー機能”を発揮することが極めて戦略的に重要であると考え、業界としてこのプロデューサー機能を発揮する人材を育成し、スキルアップする制度としておおいに利活用することは大きな意義があると考えます。

東日本大震災から、ハード面の復旧等が進みある中、今後、被災地の農林漁業、水産加工業が克服しなければならない課題の一つとして「販路の回復・開拓」がある。こうした課題を解決するため、民間企業の協力を得ながら、そのノウハウ等を最大限に活用し、官民連携で取り組みを進めるため、復興庁が事務局となっている「新しい官民連携推進協議会」の下に「販路開拓支援チーム」が立ち上がる事になり、弊協会に参画要請があった。このチームは、販路開拓の支援（ビジネスマッチング、新商品開発、ブランディング・マーケティング等）に取り組んでいる団体を想定し、各々の支援の実施状況や現在の課題を共有する場を通じて有機的連携をつくり、この連携の中から多様な取り組みが生み出されるような場づくりを目指している。2月の仙台会場における交流会から参加し活動を行った。

この他研修事業としては、定時総会時に中国支部が6月3日、四国支部が6月5日、関東支部が6月18日、近畿支部が6月24日、東海支部が6月24日、北海道支部が7月2日、九州沖縄支部が7月4日に研修会を行った。また北海道支部は11月14日を交流会を開催、関東支部は11月14日、東北支部は11月18日、北陸支部は11月26日に経営実務研修会を開催した。また東海支部と近畿支部は地域卸同業会との共催で研修会や商品研修会を開催した。

Ⅲ. 本部活動

情報発信力を高めて、会員相互間の情報共有化を図り、業界としての存在価値の向上につとめた。

公益法人制度改革に伴う一般社団法人への移行期において、内閣府に提出した公益目的支出計画について、移行後順調に公益事業が進展できたことから当初計画の3年間を1年前倒しで計画が完了し、内閣府より公益目的支出計画の実施完了の確認書を頂戴する。したがって平成26年度の決算書類から公益目的支出計画実施報告書はなくなる。